

交野市災害時避難行動要支援者支援プラン
(全体計画)

交 野 市

目 次

1	基本的な考え方	1
(1)	支援プランの目的	1
(2)	支援プランの構成	1
2	支援プラン対象者（要支援者）の考え方（範囲）	1
3	要支援者情報の収集・共有	2
(1)	要支援者情報の収集	2
①	要支援者からの自発的な申請による情報収集	2
②	要支援者への直接的な働きかけによる情報収集	2
(2)	個別計画の作成・共有	2
(3)	要支援者情報の管理	2
(4)	要支援者情報の更新	3
4	支援体制	3
(1)	災害時避難行動要支援者支援連絡会及び 災害時避難行動要支援者支援班の設置	3
①	連絡会及び支援班の位置付け	3
②	連絡会及び支援班の業務	3
(2)	地域の支援体制	3
5	避難情報の発令及び情報伝達	4
(1)	避難情報の発令	4
(2)	情報伝達体制の構築	4
6	避難誘導及び安否確認	4
(1)	避難誘導	4
(2)	安否確認	5
7	避難所における支援方法	5
(1)	避難所における支援対策	5
(2)	福祉避難所	6
8	防災意識の啓発及び防災訓練等の実施	6
9	要支援者の備え	6

交野市災害時避難行動要支援者支援プラン（全体計画）

1 基本的な考え方

（1）支援プランの目的

近年の災害では、避難に時間を要する災害時避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の被災が目立っていることから、あらかじめ、要支援者が円滑かつ迅速に避難するための災害情報の伝達体制及び支援体制を整えることが重要です。

そのためには、各地域において、高齢者、障がい者等の災害時に支援が必要となる人を特定し、その一人一人について、災害時に誰がどのように支援するか等を定める災害時避難行動要支援者支援プラン（以下「支援プラン」という。）を策定する必要があります。

本支援プランは、災害発生時の要支援者への支援を円滑かつ迅速に実施するため、要支援者に対する支援の在り方について、国のガイドライン及び大阪府の作成指針を踏まえ、市の基本的な考え方をとりまとめたものです。福祉が充実し、「お互い様」と助け合える人の「わ（和・輪）」に支えられた地域（近隣）の共助を基本とし、要支援者への情報伝達体制及び支援体制の整備を図ることにより地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

なお、本支援プランは、地域の自主的・特徴的な取組を可能とするよう詳細を規定せず柔軟性を持たせてありますが、今後の各地域での取組を踏まえ、全体的に整理する必要が生じた場合には見直すこととします。

（2）支援プランの構成

支援プランは、要支援者の支援策に関する全体的な考え方（全体計画）及び要支援者一人一人に係る支援に必要な情報（個別計画）で構成されています。

全体計画では、支援の対象となる要支援者の考え方（範囲）、災害時避難行動要支援者情報の収集・共有、支援体制等について記述しています。

個別計画では、災害発生時に要支援者の支援を円滑かつ迅速に行うために必要な情報について、要支援者ごとに個別に記述しています。

2 支援プラン対象者（要支援者）の考え方（範囲）

要支援者は、災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難すること等の災害時における一連の行動に支援を要する人々で、原則として在宅で暮らす次の者を重点的・優先的に支援プランの対象とします。

- ① 介護保険における要介護認定3から5を受けている者
- ② 身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）
- ③ 知的障がい児・者（療育手帳A判定）
- ④ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
- ⑤ 一人暮らしの高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者

また、上記以外の者であっても地域における要支援者支援の取組において、個

別具体の状況から支援を必要とする者を対象とします。

3 要支援者情報の収集・共有

(1) 要支援者情報の収集

災害発生時における要支援者の安否確認、避難誘導、避難所での生活支援等を的確に行うためには、要支援者情報の把握及び要支援者を支援する関係者間での情報共有が必要不可欠であり、日頃から要支援者の状況を把握し、災害時には、これらの情報を活用し、要支援者の支援を円滑かつ迅速に行うものとします。

要支援者の情報は、要支援者本人又は代理人からの登録申請に基づき収集することを基本とし、市は、支援プランの内容について広報等で周知するとともに、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等の地域内で要支援者支援に取り組む団体等（以下「関係団体等」という。）の協力を得て、要支援者に積極的に登録を呼びかけます。

なお、登録申請に際しては、要支援者を支援する関係者間で情報共有を図りつつ災害時における支援体制を構築するため、必要に応じ、関係団体等への要支援者に係る情報の提供について同意を得ることとします。

① 要支援者からの自発的な申請による情報収集

市及び関係団体等は、広報等により支援プランの内容について地域に案内し、関係団体等は、要支援者本人又は代理人からの登録申請により要支援者の情報を収集します。

② 要支援者への直接的な働きかけによる情報収集

関係団体等は、各地域の実情にあわせ、要支援者本人又はその家族に対し直接働きかけ、要支援者本人又は代理人からの登録申請により要支援者の情報を収集します。

(2) 個別計画の作成・共有

支援プランに基づき登録申請された要支援者情報等をもとに、地域において個別計画を作成します。

個別計画は、要支援者一人一人について、災害時に当該要支援者への支援を円滑かつ迅速に実施するための情報を記載するもので、各地域の実情を踏まえつつ、要支援者本人及び家族と話し合いながら作成するものとします。

作成された個別計画その他の要支援者情報は、各地域における要支援者支援の取組に応じ、要支援者を支援する関係者間で共有するものとします。

(3) 要支援者情報の管理

個別計画その他の要支援者情報は、個人情報適切に管理する観点から、当該情報を電子データで管理する場合には、パスワードの設定等により関係者以外の者が見ることができないように管理し、紙媒体で管理する場合には、施錠可能な場所等で漏洩することのないよう管理するものとします。

(4) 要支援者情報の更新

- ① 要支援者情報を所有する市及び関係団体等は、当該情報をもとに日頃から要支援者の現況把握に努めるとともに、要支援者本人又は代理人から登録内容の変更（死亡、転出等）の申出があったときは、その都度、相互に伝達を行い、該当する箇所を修正するものとします。
- ② 要支援者情報は、定期的に更新を行うものとします。

4 支援体制

(1) 災害時避難行動要支援者支援連絡会及び災害時避難行動要支援者支援班の設置

市は、要支援者の支援業務を的確に実施するため、庁内における横断的体制として災害時避難行動要支援者支援連絡会（以下「連絡会」という。）を設置するとともに、災害時には、災害時避難行動要支援者支援班（以下「支援班」という。）を設置するものとします。

連絡会及び支援班の位置付け及び業務は、次のとおりとします。

① 連絡会及び支援班の位置付け

連絡会は、地域福祉計画を所管する部署及び地域防災計画を所管する部署を中心に要支援者支援に係る関係部署から構成される体制とします。

支援班は、地域防災計画に基づく災害対策本部内に設置するものとします。

② 連絡会及び支援班の業務

連 絡 会	支 援 班
<ul style="list-style-type: none">・ 要支援者情報の共有その他要支援者支援に係る連絡調整・ 計画の見直しに関すること	<ul style="list-style-type: none">・ 避難情報等の伝達業務・ 安否確認及び避難状況等の把握・ 避難所担当との連携・ 関係団体等との連携

(2) 地域の支援体制

支援プランの周知、要支援者情報の収集及び災害発生した場合における安否確認、避難誘導等の支援には、関係団体等及び近隣住民の協力が欠かせません。

特に、災害発生初期においては、消防署、警察署等による応急救助活動が行われるまでに一定の時間を要することが想定されるため、近隣住民が相互に協力して、要支援者の安否確認、情報の伝達、自力で避難できない方の避難場所への誘導、救出等を行う必要があります。

しかしながら、自主防災組織、自治会等への加入が少ない地域及び組織が未結成の地域においては、円滑かつ迅速にこれらに対応できないことも懸念されると

ころです。

このため、自主防災組織等の結成及び加入を一層進めるとともに、未結成の地域においても、関係団体等及び近隣住民を中心として要支援者支援に係るネットワークづくりを進めていくなど、地域の実情を踏まえつつ、関係団体等が中心となって、支援プランを踏まえた地域ぐるみの支援体制の構築及び地域内での認識共有を図る取組を進めるものとします。

5 避難情報の発令及び情報伝達

要支援者は、避難に関する情報を受け取ること及びその情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、市及び関係団体等は、避難情報等の必要な情報が要支援者、家族及び支援者に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制を構築するものとします。

(1) 避難情報の発令

市は、「大阪府版避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を踏まえ、避難準備情報、避難勧告・指示等を発令する判断基準を明確にした「交野市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難情報を発令するものとします。

(2) 情報伝達体制の構築

- ① 市、関係団体等及び支援者は、要支援者の特性に応じた情報伝達の際の基本的な配慮事項について習得に努めるものとします。
- ② 災害時における避難情報等の伝達方法については、防災行政無線、市広報車、消防車両による広報、電話、FAX、インターネット（おおさか防災ネット）、携帯電話メール（防災情報メール）等の市が直接利用可能なあらゆる伝達手段のほか、テレビ・ラジオ放送をはじめ民間事業者が提供する有効な伝達手段を活用するものとします。
なお、緊急の場合及び通信手段の途絶等により適切な情報伝達手段が無い場合には、市からの伝達を待つまでもなく、支援者及び関係団体等は、要支援者宅を直接訪問すること等により、安否確認、必要な避難情報の伝達等を行うものとします。
- ③ 電話等の通信手段の途絶を想定し、要支援者が情報から取り残されることのないようにするため、平常時より、市からの情報を地域の中で誰が誰にどのように伝えるかという地域における情報伝達経路を確立しておくものとします。

6 避難誘導及び安否確認

(1) 避難誘導

避難誘導については、近隣住民、関係団体等の顔が見える小集団が避難所への

避難に先立って集合する一次集合場所をあらかじめ定めておくことが有効です。

風水害等の災害が発生した場合若しくはその恐れがある場合に市が避難情報を発令した時又は地震（震度5弱以上）が発生した時は、支援者が近隣住民及び関係団体等と協力して避難誘導を行います。

また、要支援者自身も平常時において自宅から一次集合場所及び避難場所まで支援者とともに実際に歩いてみることで等により一次集合場所及び避難場所並びに経路の確認に努めるものとします。

なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定し、安全な避難の確保に努めるものとします。

災害発生直後に要支援者の避難誘導を円滑かつ迅速に行うため、支援者は、要支援者の特性ごとの避難誘導時の配慮事項について習得に努めるものとします。

(2) 安否確認

災害発生時の安否確認を迅速に行うことは、取り残された要支援者の救出に重要であり、支援者をはじめ近隣住民が率先して行うことが必要です。

このため、まずは一次的安否確認として、地域の自治会等の小単位であらかじめ定めた一次集合場所で近隣住民、関係団体等で安否確認を行い、避難所へ避難後、二次的安否確認として、避難所における避難者名簿に加え、要支援者が被災現場に取り残されていないか、他の避難所に避難していないかその他の情報を収集して複数の確認行為を行うものとします。

さらに、関係団体等による安否確認も併せて行うことで、確認もれを防ぐように、日頃から関係団体等との連携を図ることに努めます。

7 避難所における支援方法

(1) 避難所における支援対策

大規模な災害が発生した場合には、要支援者を含む多数の被災者が避難所で生活を送ることが想定されるため、市は、避難所のバリアフリー化されていない施設について、スロープ等の段差解消設備、障がい者用トイレ等を速やかに仮設するものとします。

支援者は、避難生活時の配慮事項に留意するとともに、避難所には、要支援者の要望を把握するため、関係団体等の協力を得ながら要支援者用相談窓口を設けるものとします。その際、女性及び乳幼児のニーズを把握するため、相談窓口には女性を配置するなどの配慮を行うものとします。

避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理及び生活リズムを取り戻す取組が重要なため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活性発病等）の予防、こころのケア等の福祉関係職員による相談等の必要な生活支援を必要に応じて実施するとともに、要支援者の状況に応じて一般避難所から福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続を行うものとします。

また、要支援者に応じた食料、生活物資等の救援物資の確保・配布に努めるものとします。

(2) 福祉避難所

災害発生時に一般的な避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等の要支援者を受け入れるため、施設自体の安全性が確保されかつ施設内における要支援者の安全性が確保されている市内の福祉施設等を福祉避難所として指定することとし、指定に際しては、市と施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定を締結します。

福祉避難所においては、要支援者の相談等にあたる職員等を派遣して、日常生活上の支援を行うとともに避難者の生活状況を把握し、関係団体等と連携して、避難者が必要とする福祉サービスを受けられるよう配慮するものとします。

福祉避難所を指定した場合には、広報活動等を通じ、要支援者をはじめ広く市民に周知します。

なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生当初から避難所として利用できるわけではありません。

8 防災意識の啓発及び防災訓練等の実施

要支援者の支援を円滑かつ迅速に行うためには、日頃から地域への意識啓発及び要支援者と支援者との信頼関係が不可欠です。このため、関係団体等は、普段から、防災活動だけでなく、声かけや見守り活動など、地域における各種活動との連携を深めることが重要です。

そのため、関係団体等が中心となり、要支援者及び支援者とともに防災訓練を実施することにより、情報伝達の確認、具体的な支援方策の検証等を行うなど、支援体制の充実及び地域全体の防災意識の向上を図るものとします。

9 要支援者の備え

災害時に要支援者の身を守り避難行動等を支援するためには、周りの支援だけでなく、要支援者及び家族の日頃の備えが必要です。

そのため、要支援者及び家族は、次の項目を参考にしながら災害に対する備えに取り組むよう努めるものとします。

① 隣近所及び関係団体等との連携

- ・隣近所の住民や関係団体等と日頃から積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。
- ・市及び各地域で実施する防災訓練等に積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人と密接なコミュニケーションを図っておきます。

② 必要な支援内容の伝達

- ・災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、必要事項を記載したメモ等を作成し、支援を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう準備しておきます。

③ 避難経路の確認

- ・自宅から一次集合場所及び避難所までの経路を家族又は支援者とともに実際に歩いてみて、事前に確認しておきます。

④ 非常持ち出し品の準備

- ・災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に準備しておきます。
- ・薬、医療器具等の特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておきます。

⑤ 飲み水、非常食等の備蓄

- ・日頃から最低3日分の飲み水及び非常食を用意しておきます。
- ・いざという時に備えて、非常用持ち出し品をひとまとめにして取り出しやすいところに保管しておき、中身は定期的に点検しておきます。
※必要な水の量は一人1日3リットルが目安です。

⑥ 外出時の備え

- ・外出した際に災害に遭う場合には、周りの環境が普段と大きく異なり、より一層、周囲の人の支援が必要となることが想定されるので、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容を伝えられるよう、必要事項を記載したメモ等を携帯しておきます。

⑦ 住宅の安全対策

- 地震には建物の耐震性を確保することが何よりも重要なため、必要な場合は、耐震改修、補強等を行うとともに、家具及び大型の電気製品は、転倒防止策を講じるとともに倒れても被害を受けないような配置を行います。
- ・家具、テレビ等の上に物を置かないようにしておきます。
 - ・窓ガラスについては、飛散防止フィルムを貼り付けておきます。

平成24年 8月 初版

平成26年12月 改定

作成元:地域社会部地域安心課